

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の概要

総務省

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

[令和8年1月1日施行]

個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずる。

| 改正内容 | 個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用) | 所得税 (令和7年分所得から適用) |
|-------------------------|---------------------------------|--|
| ①給与所得控除の見直し | 所得税と同様の対応(※) | <最低保障額> 改正前：55万円 → 改正後：65万円 |
| ②基礎控除の見直し | 改正なし(最高43万円) | <給与収入200万円相当以下の場合> 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が逡減(例：給与収入850万円相当超の場合は58万円) |
| ③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係) | 所得税と同様の対応 | ① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除 |
| ④扶養親族等に係る所得要件の引上げ | 所得税と同様の対応 | 改正前：48万円 → 改正後：58万円 |
| 非課税ライン (単身者の場合) | 改正前 | 改正前 |
| | 改正後 | 改正後 |
| | 基本額等 45万円 (変更なし) 45万円 | 基礎控除 48万円 → +47万円 95万円 |
| | 給与所得控除 55万円 → +10万円 65万円 | 給与所得控除 55万円 → +10万円 65万円 |
| | 計 100万円 110万円 | 計 103万円 160万円 |

(注) 地方税独自の非課税限度額が適用 ※給与収入200万円相当以下の場合

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

2 地方創生や活力ある地域経済の実現

◎ 企業版ふるさと納税の延長 (法人住民税・事業税)

[令和7年4月1日施行]

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果(法人税と合わせ損金算入措置を含め寄附額の最大約9割)を維持した上、適用期限を3年延長

◎ 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長 (固定資産税)

[令和7年4月1日施行]

- 中小企業が先端設備等導入計画に基づき取得した機械・装置等に係る課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限を2年に限り延長

3 安全安心な地域社会の実現

[令和7年4月1日施行]

◎ 鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設（固定資産税）

- 鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した償却資産（※）に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設 ※ 法面防護工、防護柵等を省令で規定

◎ 令和2年7月豪雨に係る特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

- 令和2年7月豪雨の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置等について、常設規定の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限を2年延長

◎ 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長（不動産取得税）

- 災害ハザードエリアからの移転によって取得した住宅・施設又はその用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

4 車体課税

[令和7年4月1日施行]

◎ 二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）

- 総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする。

◎ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長（自動車税環境性能割）

- 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

5 納税環境整備

[令和9年4月1日施行]

◎ 地方税関係通知に係るeLTAX経由での送付

- 地方税関係通知（※）について、納税者等の申出がある場合、当該通知により納税者等に通知した事項をeLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に提供することを可能とする。 ※納税通知書及びこれに附属する納付書等を省令で規定
(注) 令和9年4月1日～：法人分に適用 令和10年4月1日～：個人分に適用

上記のほか、加熱式たばこについて、国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても所要の見直しを行う。